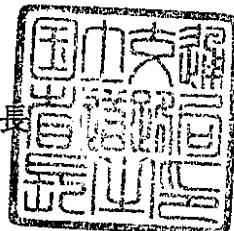




国道企第40号の1
平成27年1月30日

関東地方整備局長 殿

国土交通省道路局長



鋼橋積算基準における単価について

鋼橋積算基準（平成26年3月14日付け国道企第68号の1）における直接労務単価については、下記のとおり改訂するので通知する。

なお、この単価は平成27年2月1日から適用するものとする。また、平成27年3月31日までに新たな単価の決定を行わない限り、平成27年4月1日以降もこの単価を適用することとする。

記

1. 直接労務単価

26,200 円

以上